

## 府有施設の耐震化の取組について

平成 21 年 4 月 22 日  
京都府総務部府有資産活用課

府有施設の耐震診断結果及び耐震化の状況について、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 対象施設

区 分	調 査 対 象	棟 数
知事部局等	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」において耐震診断及び必要な改修を行うよう努める特定建築物※（府営住宅等を除く）及び防災対策上緊急性の高い施設等 ※昭和56年以前の基準で建てられた建築物のうち、非木造3階建て以上かつ床面積1,000㎡以上の建物等 ※学校施設については、昭和56年以前の基準で建てられた非木造2階建て又は床面積200㎡以上の建物等	109
警察本部		25
教育委員会		333
計		467

## 2 耐震診断結果の状況（平成21年3月末時点）

区 分	耐震診断調査実施棟数 A	調査により耐震基準を満たしていた棟数 B	調査により耐震基準を満たさない棟数 C	既に改修等を行った棟数（解体を含む） D	改修等未実施の棟数 E=C-D
知事部局等	109	54	55	29	26
教育委員会	333	83	250	67	183
警察本部	25	3	22	0	22
合 計	467	140	327	96	231
		診断時の最小 Is 値 = 0.6 以上※	診断時の最小 Is 値 = 0.6 未満※		

※教育委員会は Is 値=0.7 を基準

## ■ 耐震改修促進法に基づき定められた構造耐震指標（Is 値）。

- ・ Is 値 0.3 未満：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- ・ Is 値 0.3 以上 0.6 未満：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- ・ Is 値が 0.6 以上：地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

（旧建設省の告示（平成7年12月25日）による）

## 3 今後の耐震改修予定

区 分	耐震基準を満たさない棟数 A	廃止・解体予定及び検討中棟数 B	H20 年度耐震改修・設計着手棟数 C	H21 年度耐震改修新規予定棟数 D	H22 年度以降改修予定棟数 E=A-B-C-D
知事部局等	26	16	0	0	10
教育委員会	183	12	9	15	147
警察本部	22	5	5	0	12
合 計	231	33	14	15	169

## 4 耐震改修実施の基本的な考え方

&lt; A かつ B の施設を優先して耐震改修を実施 &gt;

- A 防災対策上緊急性の高い施設  
（多くの府民が利用する施設・避難所・救護施設・災害対応を行う施設等）
- B 最小 Is 値の低い施設

※今後の施設のあり方を検討しているものについては、結論を待って改修を実施する。

## 【資料】

## 府有施設耐震診断結果及び改修状況について

- ① 府立施設（学校・府営住宅・警察を除く）耐震診断結果及び改修状況一覧表 … 別紙 1
- ② 府立学校耐震診断結果及び改修状況一覧表 … 別紙 2
- ③ 警察署等耐震診断結果及び改修状況一覧表 … 別紙 3